

第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

本計画に基づき、鳥獣保護事業を実施するため、鳥獣行政職員を配置する。

なお、特定計画等、鳥獣保護行政が多様化していることから、鳥獣の生息調査や調査結果の分析等を専門に取扱う機関の設置について検討を行う。

(2) 設置計画

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
環境森林部 自然環境課	2	5	7	2	5	7	・各事業の計画立案及び関係団体の指導育成 ・狩猟者登録(県外者) ・学術研究等の捕獲等の許可等
環境森林事務所 環境森林センター	1	21	22	1	21	22	・狩猟免許試験等の実施 ・狩猟者登録(県内者) ・有害鳥獣捕獲及び個体数調整を目的とした捕獲等の許可
合 計	3	26	29	3	26	29	

(3) 研修計画

名 称	主 催	時期	回数 / 年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的
野生生物 研修	国	5月	1	全国	1	鳥獣保護行政に関する識見の向上を図り、業務遂行に必要な専門的知識を習得する。
鳥獣保護 担当者会議	県	5月 10月	2	全県	40	鳥獣行政を円滑・効果的に推進するため、関係法令等専門的知識を習得する。

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣の生息状況等に関する調査、農林作物の被害調査、鳥獣保護区の管理、狩猟の取締りや指導等、本計画に基づく鳥獣保護事業を推進するため、引続き法第78条に基づく鳥獣保護員を設置する。

また、高水準な鳥獣による農林水産業への被害等の発生状況を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導及び鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、鳥獣保護員の資質の維持・向上を図り、効果的な業務運営と行政効果を高めるため、計画的に研修を行う。

(2) 配置計画

鳥獣保護員は、鳥獣保護区の数、入猟者数予測及び取締り実施状況等により配置する。

基準 設置数 (A)	平成19年度末		年 度 計 画					
	人 員 (B)	充足率 (B/A)	20年度	21年度	22年度	23年度	計 (C)	充足率 (C/A)
66人	66人	100%	66人	66人	66人	66人	66人	100%

(3) 年間活動計画

活 動 内 容	実 施 時 期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鳥獣保護区等の管理	←											→
違法捕獲の取締り	←											←
狩猟の取締り										←		→
有害鳥獣捕獲の調査	←											←
鳥獣保護に関する調査	←											→
鳥獣生息環境に関する調査	←											→
鳥獣保護思想の啓発	←											→

(4) 研修計画

名 称	主催	時期	回数 /年	規 模	人数	内 容 ・ 目 的
鳥獣保護 員研修	県	4 ~ 3月	2回 程度	県内全体及び 環境森林事務 所ごと	66	鳥獣保護行政を円滑かつ適正に実施する ため、鳥獣保護員の服務執行等につ いて習得する。

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方 針

鳥獣保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、農林水産業への被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や個体数調整を目的とした捕獲の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、鳥獣保護管理の担い手となる人材の育成及び確保について検討を行う。

また、狩猟者は、狩猟活動を通じて鳥獣の目撃情報の提供や個体数管理への協力等、鳥獣保護管理の担い手として大きな役割を担っているため、その責務の重要性について、狩猟者の自覚の高揚に努める。

(2) 研修計画

名 称	主催	時期	回数 /年	規 模	内 容 ・ 目 的
野生鳥獣保護管理研修	県	4～3月	1回程度	県内全体及び事務所ごと	市町村等の鳥獣担当者、鳥獣保護員、有害鳥獣捕獲隊員、被害農林業者を対象に、鳥獣の全般的な生態や被害対策について研修会を行う。

(3) 狩猟者の減少防止対策

有害鳥獣捕獲や個体数調整を目的とした捕獲を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されることから、狩猟者の減少防止等の対策について関係団体等と意見交換を行って、狩猟者の実態の把握に努め、今後の対策について検討する。

また、平成18年度の法改正に伴い「網・わな猟免許」が分離され、制度的に「わな猟免許」の取得促進が図られた。そこで、農政部の鳥獣害対策を所管する部所と連携し、狩猟免許試験の回数を増やしたりそれを土日曜日に開催するなど受験機会の高揚を図り、狩猟者の確保に努める。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方 針

32頁の1の(1)で検討を行うこととした専門機関には、併せて鳥獣に係る救護施設や鳥獣保護管理の支援センターとしての機能についても検討を行う。

なお、現行の傷病鳥獣の救護体制を継続し、県獣医師会との協力体制の充実を図るとともに、県民の協力を得てボランティア制度の運用を推進する。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生等にも対応できるよう施設の充実を図る。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

名 称	整 備 年 度	施設の所在地	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備 考
野鳥病院	昭和50年度	北群馬郡榛東村新井2935番地(林業試験場内)	傷病鳥救護舎1棟94m ² 野生化訓練舎1棟34m ²	小禽舎4室 中禽舎2室 猛禽舎1室 水禽舎1室	傷病鳥の保護収容 野鳥保護思想の普及	嘱託職員2名
桐生が岡動物園	昭和54年度から委託	桐生市宮本町3-8-13	傷病鳥獣救護舎1棟	6室及び予備室として3室		

5 取締り

(1) 方 針

違法捕獲行為の防止及び鳥獣の無登録飼養、狩猟事故・違反を未然に防止するため、県警を含む関係機関及び関係団体と緊密に連携し、取締りを強化する。

また、迅速かつ適切な取締りを行うため、以下の施策等を講じるものとする。

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

鳥獣による農林水産業への被害が高水準で推移するとともに、尾瀬国立公園における生態系への影響が深刻な状態となっており、農林水産業や自然保護の関係者からはそれらへの対策強化が求められている。他方で、鳥獣を含む生物の多様性を保ちながら、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指すことは言うまでもない。

今後は特定計画による個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について、適正な目標設定の基で関係者が連携し、総合的な施策を実施することが必要となるが、これを円滑に実行するためには、専門的な知識、技術、経験を有する人材や狩猟者の確保・育成が必要となる。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

対象種

法第7条第5項に基づき環境大臣が定める鳥獣、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 A・B類又は 類に該当する鳥獣及び「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」において絶滅危惧 類又は 類に該当する鳥獣とする。

また、レッドリスト等の見直しに合わせて対象種は見直す。

保護管理の考え方

ア 個別の種ごとの調査等により、生息状況や生息環境の把握に努める。

イ 必要に応じて鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施にり、種及び地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

対象種

法第2条第3項に基づき定められている鳥獣とする。

保護管理の考え方

ア 個別の種ごとの調査等により、生息状況等の把握に努める。

イ 関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、農林水産業への被害等の発生状況の把握に努める。

ウ 被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、特定計画の積極的な策定及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図る。

(3) 外来鳥獣等

対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

なお、県内に本来生息地を有しておらず、人為的に県外から導入され県内で農林水産業への被害等を生じさせている鳥獣についても、必要に応じて含めるものとする。

管理の考え方

ア 個別の種ごとの調査等により、生息状況や農林水産業への被害等の発生状況の把握に努める。

イ 狩猟及び有害鳥獣捕獲を積極的に推進し、農林水産業への被害等の防止を図るものとする。

ウ 外来生物法に基づく特定外来生物は、必要に応じて、外来生物法で定める「防除実施計画」の確認を受けるなど、効率的な防除を推進する。

(4) 一般鳥獣

対象種

(1)～(3)以外の鳥獣とする。

保護管理の考え方

ア 個別の種ごとの調査等により、生息状況等の把握に努める。

イ 地域個体群の極端な増加又は減少、農林水産業への被害等の発生状況を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じる。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、特定計画の積極的な策定及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図る。

3 狩猟の適正管理

狩猟に関する各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場所の指定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じて、きめ細やかに実施する。

また、各種狩猟制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係団体等の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

4 入猟者承認制度に関する留意点等

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業への被害等が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組みが必要な場合においては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けべき旨の制限を行うことができる法第12条第3項に基づく「入猟者承認制度」を特定計画の実施と併せて活用し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護に努める。

5 指定猟法禁止区域

(1) 方針

地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣を保護するために必要な区域については、法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域の指定（環境大臣が指定する同区域を除く。）を検討するものとする。

特に、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占用者との調整を行いつつ、必要に応じて鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製散弾を使用する猟法以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じた場合には、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定に努めるものとする。

(2) 許可基準

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外には、許可するものとする。

なお、その許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び員数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について条件を付すものとする。

(3) 指定状況

指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
鉛製散弾の使用	利根大堰指定猟法禁止区域 (邑楽郡千代田町)	1 0 4 ha	永年	鉛散弾規制区域から移行

6 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

野生の鳥類は野外で自然のまま観察すべきであり、本県においては、愛がん飼養を目的とした鳥獣の捕獲許可は行わない。

また、鳥獣の飼養登録については、その権限を市町村長に移譲しているが、これまでに許可したものについては、市町村長と連携を図り適正な飼養に向けて強力な指導を行う。

(2) 飼養適正化のための指導内容

広報媒体等を利用して、県民に対し愛鳥思想の普及を図る。

現在、飼養登録されている個体については、次によりその適正な管理を図る。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し、確認した上で行う。

イ 長期的な更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認するなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。

ウ 装着登録票の損壊等による再交付は原則として行わず、損壊時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

他の都道府県において愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認し、不正な飼養が行われないようにする。

違法飼養の防止を図るため、「野生鳥獣の違法捕獲防止対策連絡会議」を定期的開催し、取締まりの重点項目の協議と、県警を含む関係機関及び関係団体の連絡体制の整備を図る。

7 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

法第23条で規定する販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の、のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

販売の目的が法第24条第1項及び法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。

捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 販売適正化のための指導内容

販売に係る許可権限は市町村長に移譲しているが、販売許可証に付す条件は、販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

鳥獣は県民全体の共有財産であるという認識の下、県民による保護活動の推進を図るため、研修会の開催及び獣医師会との連携による診療体制の整備を行い、保護活動の支援及び担い手の育成に努める。

また、長期間の保護収容が必要な個体の保護体制として、林業試験場内に設置してある野鳥病院を充実するとともに、桐生市（桐生が岡動物園）に傷病鳥獣の保護収容を委託する。

なお、カラス・ドバト等の農林水産業や生活環境への被害が問題となっている種、及び野生復帰が困難な個体の救護等については、ガイドラインを作成し対応方法を検討していくものとする。

9 人畜共通感染症への対応

人畜共通感染症が発生した場合に備えて、関係機関との緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応するため、情報の収集、分析及び県民への正確な情報提供と風評被害の防止を図る。特に、高病原性鳥インフルエンザの発生時においては、「県高病原性鳥インフルエンザ防疫措置マニュアル（農政部）」「鳥インフルエンザ発生時における対応マニュアル（健康福祉部）」に基づき、迅速かつ的確な防疫体制、検査体制の構築を図り他への感染を防止する。

また、野鳥の集団死亡が発生した場合は、高病原性鳥インフルエンザの可能性も含め、関係部局と連携して、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況の検査の実施に努める。

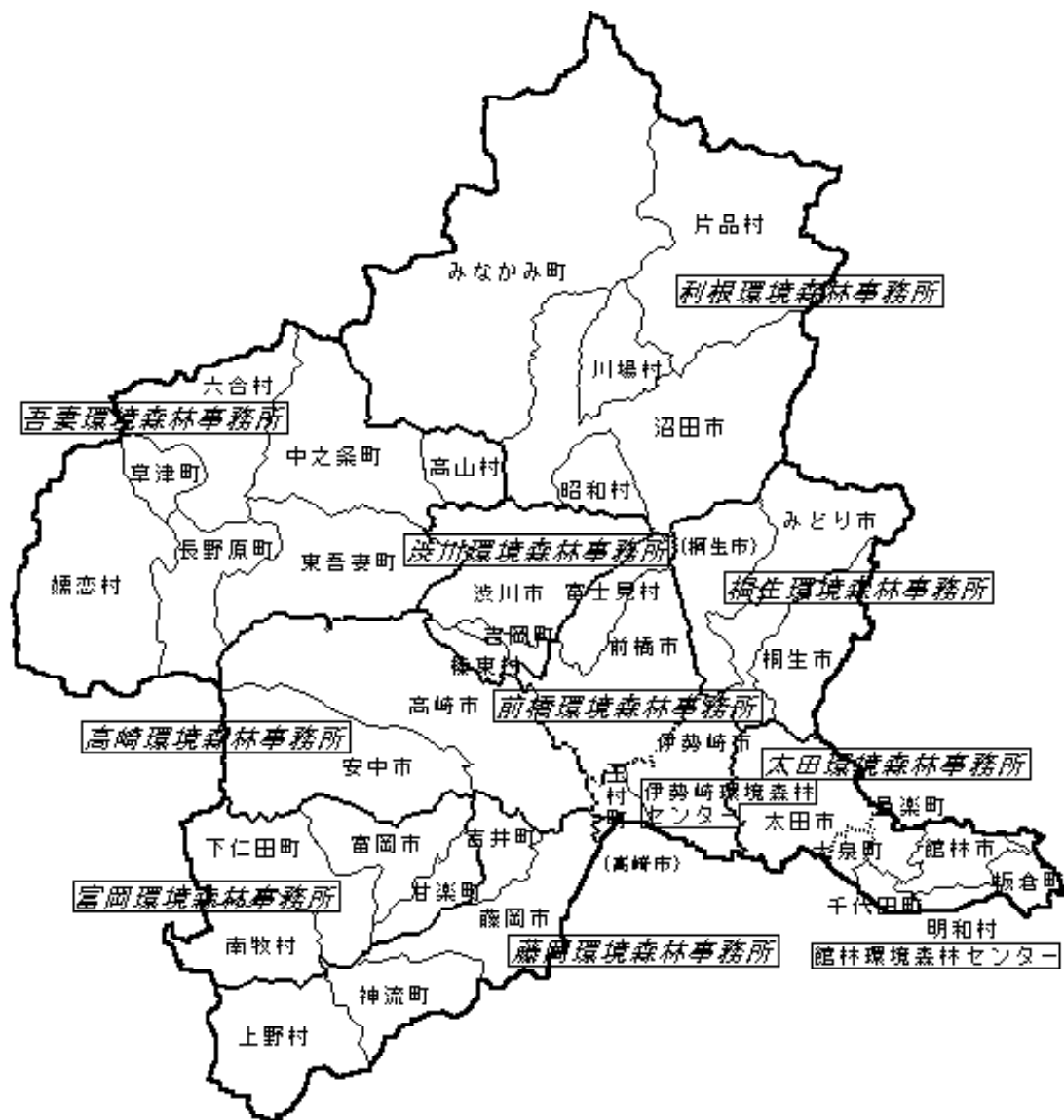
P34のみ

（1）方針の部分差し替えてください。

32頁の1の（1）で検討を行うこととした専門機関には、併せて鳥獣に係る救護施設や鳥獣保護管理の支援センターとしての機能についても検討を行う。

なお、現行の傷病鳥獣の救護体制を継続し、県獣医師会との協力体制の充実を図るとともに、県民の協力を得てボランティア制度の運用を推進する。
また、高病原性鳥インフルエンザの発生等にも対応できるよう施設の充実を図る。

群馬県の市町村位置図と管轄環境森林事務所（センター）



所 属 名	郵便番号	住 所	電話番号
前橋環境森林事務所	371-8501	前橋市上細井町2 1 4 2 - 1	027-219-2030
伊勢崎環境森林センター	372-0031	伊勢崎市今泉町1 - 2 2 - 1	0270-22-1171
渋川環境森林事務所	377-0027	渋川市金井3 9 5	0279-22-2763
高崎環境森林事務所	370-0805	高崎市台町4 - 3	027-323-4021
藤岡環境森林事務所	375-0014	藤岡市下栗須1 2 4 - 5	0274-22-2253
富岡環境森林事務所	370-2454	富岡市田島3 4 3 - 1	0274-62-1535
吾妻環境森林事務所	377-0424	中之条町大字中之条町6 6 4	0279-75-4611
利根環境森林事務所	378-0053	沼田市東原新町1 8 0 1	0278-22-4481
太田環境森林事務所	373-8509	太田市西本町6 0 - 2 7	0276-31-2517
館林環境森林センター	374-0029	館林市仲町1 1 - 1 0	0276-72-4420
桐生環境森林事務所	376-0011	桐生市相生町2 - 3 3 1	0277-52-7373
環境森林部自然環境課	371-8570	前橋市大手町1 - 1 - 1	027-226-2874